

普通そばの農産物検査規格（案）

項目		改正規格（案）	設 定 理 由	項目	現 行 規 格		
品 位	等級区分	二等級 〔1等〕 〔2等〕	流通の実態及び実需者の品質に対するニーズを踏まえ、等級は二等級に整理する。	等級区分	三等級 〔1等〕 〔2等〕 〔3等〕		
	形質 (最低限度)	—	製粉歩留まり等に影響する外観品質の判断基準である形質（充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等）は、実際の取引で用いられるふるい目を踏まえた容積重の評価項目に置換えを行い、規格から削除する。 〔 充実度、粒形、粒ぞろい → 容積重に置換える 色沢 → 流通上の実態を踏まえ評価項目から削除 〕	形質 (最低限度)	等級ごとの標準品		
	容積重 (最低限度) (二倍体)	1等：640g/ℓ 2等：580g/ℓ 〔 1等：660g/ℓ 4.5mm篩い上が 2等：600g/ℓ 70%未満 〕	製品歩留まりに強く影響する容積重は、流通実態を踏まえ各等級の最低限度を引き上げる。 ただし、品種特性を踏まえ直径4.5mmの丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が70%未満の場合、各等級に20g/ℓ加算したものとす る。	容積重 (最低限度) (二倍体)	1等：610g/ℓ 2等：590g/ℓ 3等：570g/ℓ		
	水分 (最高限度)	16.0%	生産の実態、製粉及び保管適性を踏まえ、現行規格どおり。	水分 (最高限度)	16.0%		
	被害粒、異種穀粒及び異物 (最高限度)	計（%）	—	製粉歩留まりはふるい目、容積重で判断できることから、未熟粒の混入限度については設定しないこととし、計を廃止する。	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 (最高限度)	計（%）	1等：5% 2等：15% 3等：25%
		被害粒	1等：5% 2等：15%	被害粒の混入は、製粉歩留まりやそば粉の品質に影響することから、流通実態を踏まえ、被害粒の項目を独立し設定する。		被害粒	被害粒は、病害粒、虫害粒、変質粒、破砕粒等に区分
異種穀粒		そばを除いた他の穀粒 〔1等：1%〕 〔2等：2%〕	栽培形態（二毛作等）から、小麦等の混入があり、流通実態を踏まえ、現行の上位等級の規格を適用する。	異種穀粒		そばを除いた他の穀粒 〔1等：1%〕 〔2等：2%〕 〔3等：3%〕	
異物		穀粒を除いた他のもの 〔1等：0%〕 〔2等：1%〕	現行の収穫・調製段階での実態を踏まえ、ある程度の夾雑物等の混入がさけられない実態にあることから、現行の2・3等の規格をそのまま適用する。	異物		穀粒を除いた他のもの 〔1等：0%〕 〔2等：0%〕 〔3等：1%〕	
その他	だったんそばの混入	変更なし（普通そばには、だったんそばが0%を超えて混入してはならない。）		だったんそばの混入	附則 普通そばには、だったんそばが0%を超えて混入してはならない。		
	四倍体の取扱い (容積重)	1等：600g/ℓ 2等：550g/ℓ	現在、需要先がスプラウト(発芽野菜)等用途が限られることから、現行の1・3等の規格をそのまま適用する。(引続きデータの収集を行い検討していく)	四倍体の取扱い (容積重)	1等：600g/ℓ 2等：575g/ℓ 3等：550g/ℓ		